

「昇降機定期検査報告書 作成要領」の説明

東京都昇降機等定期検査報告書 実務マニュアル(2019年版)

◆ 第2章

東京都における昇降機等定期検査報告制度の運用

◆ 第3章

定期検査報告書の記入要領

◆ 第4章

検査結果表の記入要領

第3章 定期検査報告書 第1・2面 (1/4)

定期検査報告書様式の元号改正 (1/2)

トップページ

協議会の概要

定期検査報告制度

関係法令

報告書ダウンロード

トピックス

昇降機の安全・安心を支える 定期検査

Home > トピックス一覧 > 定期検査報告書様式の元号改正について

トピックス一覧

報告書ダウンロード

- 連続ページ用様式
- 単票ページ用様式

報告書ダウンロード

- 昇降機定期検査報告書 作成要領
- 定期報告推進リーフレット

トピックス詳細

2019.05.16

定期検査報告書様式の元号改正について

令和元年5月7日付け官報（号外第1号）国土交通省令第1号 第5条により、定期検査報告書並びに概要書（昇降機）第36条の4様式、第36条の5様式、定期検査報告書並びに概要書（遊戯施設）第36条の10様式、第36条の11様式の元号改正の公布がされました。

この省令に従い、弊協議会ホームページ「報告書ダウンロード」ページ掲載の同様式の定期検査報告書並びに概要書を訂正しましたので連絡致します。ご活用下さい。

報告書ダウンロード

ダウンロードの方法

報告書ダウンロード

- 連続ページ用様式
- 単票ページ用様式

出版物

- 昇降機定期検査報告書 作成要領
- 定期報告推進リーフレット

定期検査報告書+定期検査報告概要書

第三十六号の四様式、第三十六の五様式（昇降機及び観光用エレベーター等）

定期検査報告書+定期検査報告概要書



記入上の注意（報告書）



記入上の注意（概要書）



定期検査報告書 第二面 別紙



第三十六号の十様式、第三十六の十一様式（遊戯施設）

定期検査報告書+定期検査報告概要書



記入上の注意（報告書）



記入上の注意（概要書）



定期検査報告書 第二面 別紙



第3章 定期検査報告書 第1・2面 (2/4)

定期検査報告書様式の元号改正 (2/2)

定期検査報告書 第一面

第三十六号の四様式 (第六条、第六条の二の二関係) (A4)

定期検査報告書 (昇降機) (第一面)

建築基準法第12条第3項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定により、定期検査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は事実と相違ありません。
様

元号を直接記入 → 年 月 日

報告者氏名 印

定期検査報告書 第二面

(第二面)

元号を直接記入

昇降機の状況等

【1. 昇降機に係る確認済証交付年月日等】

【イ. 確認済証交付年月日】 年 月 日 第 号

【ロ. 確認済証交付者】 建築主事 指定確認検査機関 ()

【ハ. 検査済証交付年月日】 年 月 日 第 号

【ニ. 検査済証交付者】 建築主事 指定確認検査機関 ()

【2. 検査日等】

【イ. 今回の検査】 年 月 日 実施

【ロ. 前回の検査】 実施 (年 月 日 報告) 未実施

【ハ. 前回の検査に関する書類の写し】 有 無

【3. 検査者】

記入事例 1 [旧様式 使用事例]

(第二面)

昇降機の状況等

【1. 昇降機に係る確認済証交付年月日等】

【イ. 確認済証交付年月日】 昭和・平成 3 年 7 月 9 日 第 3045 号

【ロ. 確認済証交付者】 建築主事 指定確認検査機関 ()

【ハ. 検査済証交付年月日】 昭和・平成 3 年 12 月 13 日 第 437 号

【ニ. 検査済証交付者】 建築主事 指定確認検査機関 ()

【2. 検査日等】

【イ. 今回の検査】 令和 1 年 5 月 20 日 実施

【ロ. 前回の検査】 実施 (平成 27 年 11 月 27 日 報告) 未実施

【ハ. 前回の検査に関する書類の写し】 有 無

旧様式 使用の検査会社は、速やかに新様式への切替をお願いします。

第3章 定期検査報告書 第1・2面 (3/4)

指摘台数の記入要領

第1面 (P368)

⑧ 報告する昇降機の台数を記入する。

【4. 報告対象昇降機】

【イ. 検査対象昇降機の台数】 (A 台)

【ロ. 指摘の内容】

要是正の指摘あり B 台 (うち既存不適格 C 台)

要重点点検の指摘あり D 台 指摘なし E 台

【ハ. 指摘の概要】

全号機の「要是正」「要重点点検」指摘について、「号機(複数台の場合)、検査項目指摘の概要(指摘状態を簡潔に)、指摘レベル(要是正、要重点)」を記入する。

【ニ. 改善予定の有無】 有 (年 月に改善予定) 無

【ホ. その他特記事項】

A=B+D+E

既存不適格のみの場合、要是正欄にもその台数を記入する。

台数の記入法
11項「検査結果による各指摘内容に対する記入方法」参照

第2面 (P371)

⑥【6. 検査の状況】

【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格)

要重点点検の指摘あり 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】 ← 指摘があった場合、「要是正」・「要重点点検」を明示し、内容を簡潔に記入する。

【ハ. 改善予定の有無】 有 (年 月に改善予定) 無

P385

11. 検査結果による各指摘内容の記入方法 [17年版業務基準書]

第2面(当該号機) 第1面(全号機)

事例	指 摘				検 査 結 果 表				報告書・概要書(第二面) 【6. 検査の状況】				報告書・概要書(第一面) 【4. 報告対象昇降機】					
	指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	【イ. 指摘の内容】 (☑の記入)				【ロ. 指摘の内容】 台数カウント					
									要是正	(☐既存不適)	要重点点検	指摘なし	要是正	既存不適格	要重点点検	指摘なし	台数の記入	
1号機	●	—	—	—	○													
2号機	—	—	—	●			○	○	レ	ル			1	1				
3号機	—	●	—	—	○										1			
4号機	—	—	●	—			○		レ				1					
5号機	—	●	●	—			○		レ		レ		1					要重点点検の指摘あり 1台 [要重点点検 3号機]
6号機	—	●	—	●	○	○	○		レ	ル	レ		1	1				
7号機	—	—	●	●			○		レ				1					
8号機	—	●	●	●			○		レ		レ		1					

・要是正指摘あり 6台 (うち既存不適格 2台)
[要是正 2,4,5,6,7,8号機]
[既存不適格 2,6号機]

・指摘なし 1台
[指摘なし 1号機]

第3章 定期検査報告書 第1・2面 (4/4)

「指摘の概要」記入要領

P370

項目	記入要領
⑧【4. 報告対象 昇降機】	a) 【イ. 検査対象昇降機の台数】 } 11項「検査結果による各指摘内容に対する記入方法」 b) 【ロ. 指摘の内容】 } を参照の上台数を記入する。該当昇降機がない時には「0台」と記入する。空欄は不可。 c) 【ハ. 指摘の概要】全号機の「要是正」「要重点点検」指摘に対し次の内容を必ず記入する。 <u>号機(複数台の場合), 検査項目番号, 指摘概要(指摘状態を簡潔に), 指摘レベル(要是正, 要重点)</u> を記入する。 <例> No. 2号機 1(2)換気扇が動作せず (要是正) d) 【ニ. 改善予定の有無】要是正, 要重点指摘の場合は「有」「無」のいずれかに「レ」を入れる e) 【ホ. その他特記事項】「要是正」「要重点点検」指摘以外の報告すべき事項がある場合 <u>記入する。</u>

「要是正」指摘 記入事例 2

【4. 報告対象昇降機】
【イ. 検査対象昇降機の台数】 (2 台)
【ロ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり 2 台 (うち既存不適格 0 台)
 要重点点検の指摘あり 0 台 指摘なし 0 台
【ハ. 指摘の概要】 ES 1・2号機:5(2)転落防止柵、進入防止用仕切板及び誘導柵、要是正
【ニ. 改善予定の有無】 有 (令和 年 月に改善予定) 無
【ホ. その他特記事項】

指摘状態(状況)を簡潔に記入して下さい!

<例> 5(2)誘導柵とハンドレールのすき間が基準値を超えている(要是正)

「要是正」「要重点点検」の時は「有」「無」の「レ」を忘れずに!

「要是正」指摘 記入事例 3

【4. 報告対象昇降機】
【イ. 検査対象昇降機の台数】 (1 台)
【ロ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり 1 台 (うち既存不適格 0 台)
 要重点点検の指摘あり 0 台 指摘なし 0 台
【ハ. 指摘の概要】 要是正: 1-(6) 制御器 1-(14) ブレーキ 要重点: 6-(10) 釣合おもり底部すき間
【ニ. 改善予定の有無】 有 (2019 年 5 月に改善予定) 無
【ホ. その他特記事項】

指摘が複数あると、記入スペースが足りなくなりますが
 できるだけ簡潔に書くことを心がけ、それでも不足する
 場合は、別紙に必要な事項を記入し添付して下さい。

「その他」指摘 記入事例 4

【4. 報告対象昇降機】
【イ. 検査対象昇降機の台数】 (2 台)
【ロ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり 0 台 (うち既存不適格 0 台)
 要重点点検の指摘あり 0 台 指摘なし 2 台
【ハ. 指摘の概要】 2号機:3(4)踏段の踏面が一部欠損している(その他)
【ニ. 改善予定の有無】 有 (年 月に改善予定) 無
【ホ. その他特記事項】 「要是正」「要重点点検」以外の指摘項目は「その他」欄に記入する。

第3章 定期検査報告書 第2面_備考 (1/3)

「第2面【備考】」と「特記事項の」記入内容の違い

■ 第2面【備考】

第1面, 第2面に関すること、報告に関する連絡事項

■ 特記事項(P407~408)

検査結果判定に関する事項

《例》 昇降工程7m以下(地震時等管制運転装置の対象外)

第2面【備考】記入要領 (P374-375)

項目	記入要領
⑧【8. 備考】	<p>本欄は、主に第一面、第二面の記載事項に対し変更になった場合の記載に使用する。記載に必要な項目・記載の時期は次のとおりである。記入欄が不足する場合は、別紙(次頁「別紙様式例」参照)に必要な事項を記入し添える。</p> <p>➤ a) <u>所有者、管理者、建物名称・用途 変更 等</u> [変更の都度]</p> <p>b) <u>大臣認定取得の装置</u> [報告都度] <例>戸開走行保護装置, 平形ロープ, 可変速度方式エレ, 終端階強制減速装置 等</p> <p>c) <u>戸開走行保護装置における当初仕様と異なる部品交換時の大臣認定変更時</u> <u>大臣認定不適合による型式変更時にも忘れずに!</u> [交換後初回報告]</p> <p>d) <u>昇降機(遊戯施設)特殊仕様</u> [報告都度] ・リニア式, 水圧式, ベースメント, サイドマウント 等</p> <p>e) <u>昇降機(遊戯施設)仕様 変更</u> [工事後初回報告] ・<u>リニューアル工事(※)</u> ・改修工事(仕様, 検査結果が変わる工事) <例>耐震工事, 地震時等管制運転装置追加, 階床増設 等 ・階床変更(増設, 階床名変更 等)</p> <p>➤ f) <u>「既存不適格」指摘が前年度に対し変更となった時の理由</u> [変更時必須]</p> <p>g) 「非常停止時の踏段停止距離測定」の判定式もしくは判定値 [都度] エスカレーター検査項目1(8)「非常停止時の踏段停止距離測定」が指定の判定式と異なる場合は、検査項目の判定式を二重線で抹消し、本備考欄に正しい判定式もしくは判定値を記入する。</p> <p>h) その他特筆すべき事項 [都度]</p> <p>➤ (※)<u>リニューアル記載事項</u> ・主な交換装置(巻上機, 電動機, 制御盤, 等) ・追加装置(戸開走行保護装置, 昇降路・ピット耐震, 地震時等管制運転装置 等) ・行政收受番号(12条5項報告の場合) ・大きな構造変更(機械室有⇒無, 油圧式⇒ロープ式 等)</p>

第3章 定期検査報告書 第2面_備考 (2/3)

建物名称・所有者・管理者に変更があった場合

P370 最下段

(※) 建物名称, 所有者, 管理者に変更があった場合は、「建築物等の所有者等変更届」(第21号様式の2の3)を行政庁に提出する。定期検査報告時に変更があった場合、第二面【8. 備考】に旧建物名称, 旧所有者, 旧管理者名を記載することにより「建築物等の所有者等変更届」にかえることができる。

■ 記入事例 1

【8. 備考】

所有・管理者変更有り

■ 記入事例 2

【8. 備考】

第一面、1-イ・ロ変更

■ 記入事例 3

【8. 備考】

報告書1面 報告者氏名 2. 管理者イ、ロ、ハ、ニ、ホ変更致しました。

■ 記入事例 4

【8. 備考】

所有管理者変更：(旧) 株式会社萬亀 ・ 株式会社チヨダイーエヌワイ

- 2面備考の記載は、「所有者等変更届」に代わるものです。旧建物名称・旧所有者名・旧管理者名を省略することなく記入下さい。
- 「所有者変更届」を必ず添付しなければならない特定行政庁があります。注意して下さい。

第3章 定期検査報告書 第2面_備考 (3/3)

前回「既存不適格」指摘に対する変更時の記載

■記入事例 1

【8. 備考】

戸開走行保護装置【大臣認定番号ENNNUN-1787】

1(18)駆動装置等の耐震対策・4(14)昇降路内の耐震対策・4(16)釣合おもりの各部
6(12)ピット内の耐震対策、前回検査より修正有り

■記入事例 2

【8. 備考】

2(3)主索又は鎖…前回検査時、既存不適格→指摘なしに変更

変更理由を
簡潔に記入要

■記入事例 3

【8. 備考】

2(3)、2(5)主索・主索取付部：平25国告第1047号の規定に適合していることを確認し
「指摘なし」へ判定を変更。

1. **前回「既存不適格」指摘を変更する場合、必ず第2面「備考」欄に**
 - ・検査番号
 - ・項目
 - ・**変更理由(簡潔に)**

を必ず記入することが必要です。

2. **「要是正」を改善した場合は、必ず「昇降機等改善工事完了届」が必要**です。
報告書にて、**前回「要是正」→「指摘無し」に報告する場合は、報告前か報告と同時に「昇降機等改善工事完了届」の提出が必要です。**
(原則的に、「昇降機等改善工事完了届」未発行で「要是正」指摘を解消することはできません！)

検査結果表 記入上の注意 (1/3)

検査結果表の書式_文字大きさ, 行幅

■ 協議会掲載 検査結果表

番号	検査項目
1	機械室(機械室を有しないエレベーターにあつては、共通)
(1)	機械室への通路及び出入口の戸
(2)	機械室内の状況並びに照明装置及び換気設備等
(3)	機械室の床の貫通部
(4)	救出装置

行幅 : 5mm
文字高さ : 3mm

■ 某検査会社 検査結果表

番号	検査項目
1	機械室(機械室を有しないエレベーターにあつては、共通)
(1)	機械室への通路及び出入口の戸
(2)	機械室内の状況並びに照明装置及び換気設備等
(3)	機械室の床の貫通部
(4)	救出装置

行幅 : 3mm
文字高さ : 2mm

文字の大きさ、行幅は、**協議会HP掲載の様式を目安**に作成下さい。

Excelでの作成上の注意

Excelは、パソコン画面より文字がズレたり、枠からはみ出して印字される場合があります。**印刷後よく確認してください。**

■ 記入事例 1

3	かご室						
(1)	かごの壁又は囲い、天井及び床		○				
(2)	かごの戸及び敷居		○				
(3)	かごの戸のスイッチ		○				
(4)	戸開き状態において作動する予圧装置						
(5)	床合わせ補正装置及び着床装置 (戸開き状態において作動する再床合わせ装置: 有・無)		○				
(6)	ドアゾーン行き過ぎ制限装置		○				

選択の「○」の位置ズレ

■ 記入事例 2

(4)	制御器	接触器、継電器及び運転制御用基板	ブレーキ用接触器の接点 接点を目視により確認 フェールセーフ設計 (該当する 該当しない) 交換基準 イ 製造者が指定する交換基準 (10万回、10年のいずれか早く到達した方) ロ やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準 ()	適・否 確認不可 最終交換日 平成 29年 9月 21日 【3】 【3】 1200回 1年9ヶ 月				
-----	-----	------------------	---	---	--	--	--	--

文字の枠(セル)からはみ出し

検査結果表 記入上の注意 (2/3)

抹消と選択

P135-137

平20国告第283号改正 別記第一号(A4)

【ロープ式エレベーター】

(注意) 抜粋

- ① この書類は、昇降機ごとに作成してください。その際に、「昇降機番号」欄には、建築基準法施行規則別記第36号の4様式第二面5欄の番号を記入してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ **検査項目が該当しないときは、検査項目ごと抹消線で抹消** B欄に記入した検査者について当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ④ 検査項目のうち、その点検事項が点検の対象のエレベーターに適用されないことが明らかなものについては、その「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑫ 1(8)「絶縁」には、**該当する回路及び電圧区分を○で囲んだ上で、右欄に検査で測定した抵抗値を記入してください。**
- ⑬ 1(12)「綱車又は巻胴」には、「イ。」を○で囲んだ上で、左欄に製造者が指定する要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した寸法を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合は、**基準値により判定した場合は、「ロ。」を○で囲んだ上で、左欄に製造者が指定する要是正となる基準値を記入してください。綱車と主索の滑り等により判定した場合は、「ハ。」を○で囲んだ上で、別表第1(に)欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で囲んでください。加えて、複数の溝間の摩耗差の状況により判定し、別表第1(に)欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で囲んでください。**

記入法

番号	検査項目		指摘	
			なし	あり
(7)	停止装置			
(8)	制御器	絶縁 電動発電機の回路(300V以下・ 300V超)	MΩ	
		電動機の回路 (300V以下 ・ 300V超)	200 MΩ	○
		制御器等の回路の300Vを超える回路	MΩ	
		制御器等の回路の150Vを超え300V以下の回路	200 MΩ	
	制御器等の回路の150V以下の回路	200 MΩ		
(9)	接地			○
(10)	階床選択機			
(11)	減速歯車			○
(12)	巻上機	綱車と主索のかかり		
		イ. 製造者が指定する要是正となる基準値 (- 3.0 mm)	- 1.0 mm	○
		ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する要是正となる基準値 (mm)		
		ハ. 綱車と主索の滑り等により判定	適・否	
	複数の溝間の摩耗差の状況	適・否		

選択項目を選ぶ

検査対象外項目毎抹消

検査結果表 記入上の注意 (3/3)

■ 記入例 1 (巻胴式)

検査項目				指摘なし	
(12)	巻上機	網車又は巻胴	網車と主索のかかり	○	
			イ. 製造者が指定する要是正となる基準値 (mm)		mm
			ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する要是正となる基準値 (mm)		
			ハ. 網車と主索の滑り等により判定		適 否
複数の溝間の摩耗差の状況	適・否				

「回転、欠損・き裂」の確認

本項検査内容適用外 → 検査項目, 実測値欄まで全体抹消

■ 記入例 2 (平形ロープ)

検査項目				指摘なし	
(12)	巻上機	網車又は巻胴	網車と主索のかかり	○	
			イ. 製造者が指定する要是正となる基準値 (シープ面損傷、メッキ剥離 mm)		— mm
			ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する要是正となる基準値 (mm)		
			ハ. 網車と主索の滑り等により判定		適 否
複数の溝間の摩耗差の状況	適・否				

検査対象外 → 「適・否」だけでなく検査項目も含めて抹消

■ 記入例 3 (エスカレーター)

番号	検査項目		指摘なし	
(6)	踏段鎖、ベルト又は踏段相互のすき間	踏段鎖の給油の状況	○	
		ベルトの劣化の状況		適・否
		踏段相互のすき間		mm

検査対象外 → 「適・否」だけでなく検査項目も含めて抹消

第4章 1(6) 接触器(1/14) 解説

P397-398

本ページに接触器の記入について纏めています!

[ロープ式エレベーター]

1(6) 接触器、継電器及び運転制御用基板

17年業務基準書 P226~229 参照

② 検査項目の解説

(6)	制御器	接触器、継電器及び運転制御用基板	電動機主回路接触器の主接点	
			主接点を目視により確認 (A)	適・否・確認不可
			(B) フェールセーフ設計 (該当する・該当しない)	(D) 最終交換日 年 月 日
			(C) 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 () ロ. やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準 ()	(E) 「その他必要と考える事項」

[注記] 「ブレーキ用接触器の接点」も同様

(A) 目視確認

別表 1(に)欄の判定基準にて

- ・ 該当せず：「適」
- ・ 該当する：「否」
- ・ 目視確認できず：「確認不可」

(B) フェールセーフ設計

製造者資料^(※)により該当有無を選択する ⇒ 検査判定はない
(※) 製造者公開(ホームページ等)されている技術資料

【注記】

フェールセーフ設計か判断できない場合は「該当しない」を○で囲む

(C) 交換基準

イ：製造元が指定する交換基準^(※)を記入

- ① 交換基準が複数ある場合は、それぞれを記入
- ② 製造者交換基準を定めていない場合は「なし」と記入（「イ」に○無し、()内空欄はダメ）

(※) 製造者公開(ホームページ等)の技術資料より記入

ロ：製造元が倒産等により製造者が指定する交換基準を知りえない場合に検査者が記入
(交換基準を複数指定する場合はそれぞれを記入)

【注記】

① フェールセーフ設計と交換基準

フェールセーフ設計が「該当する」の場合は交換基準を定める必要なし。但し、フェールセーフ設計の場合でも製造者が交換基準を示していれば検査対象となる。

(17年業務基準書 P227~228)

② 交換基準の判定

交換基準に製造者が「著しい摩耗があること」を定めているにも関わらず、接触器の接点状態を確認できない場合は「要是正」とする。

(D) 最終交換日(※)

(※) 交換とは、本体一式交換の他に接点の交換も含む

- ① 交換した最終日を[上段]に記入
 - a) 交換日を知りえない場合は設置日又は使用開始日を記入
 - b) 一度も交換していない場合は設置日又は使用開始日を記入
 - c) 製造者が最終交換日の欄に記入する接触器を指定している場合は、その接触器の最終交換日及び名称を記入
- ② ①の最終交換日の接触器名称を[下段]に記入
- ③ (同一交換基準) 接触器が複数ある場合
交換日が最も古い接触器を選択し、その接触器の最終交換日を上段、接触器名称を下段に記入
- ④ (異なる交換基準) 接触器が複数ある場合
各交換基準の中で、最も古い接触器を選択しその接触器の最終交換日を上段、接触器名称を下段にそれぞれ記入
(書ききれない場合は「特記事項」又は別添用紙に記入)

(E) 「その他必要と考える事項」

- ① 交換基準で判定した結果を記入(同一交換基準)
対象となる接触器が複数ある場合には、交換基準に最も早く達すると予測される接触器を選択し、その接触器との名称と判定した結果を記入する。
- ② 交換基準が異なる場合
交換基準毎に判定し、それぞれの接触器名称及び判定した結果を記入する。
- ③ 交換基準が使用年数でない場合
最終交換日の接触器が最も早く作動回数等の交換基準に達するとは限らないので、最終交換として選択した接触器と交換基準で判定した接触器は(同一でも)それぞれ記入する。
- ③ 「その他必要と考える事項」を記入(検査者判断)

第4章 1(6) 接触器(2/14) 解説

1(6) 接触器、継電器及び運転制御用基板

17年業務基準書 P226~229 参照

P397 下段

- ① 接触器の判定は、別表第1で指示されているとおり目視と交換基準の2つで判定する必要がある。
告示 別表第1 [17年業務基準書 P65・66]

(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
電動機主回路用接触器の主接点の状況	目視により確認し、交換基準に従って交換されているか確認する。	イ 著しい摩耗があること又は交換基準に従って交換されていないこと。 ロ 変形があること。
ブレーキ用接触器の接点の状況	目視により確認し、交換基準に従って交換されているか確認する。	イ 著しい摩耗があること又は交換基準に従って交換されていないこと。 ロ 変形があること。

P398 上段

(6)	制御器	接触器、継電器及び運転制御用基板	電動機主回路接触器の主接点	主接点を目視により確認 (A)	適・否・確認不可
			(B) フェールセーフ設計 (該当する・該当しない)	(C) 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 () ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準 ()	(D) 最終交換日 年 月 日 (E) 「その他必要と考える事項」

(A) 目視確認

別表1(に)欄の判定基準にて

- ・該当せず：「適」
- ・該当する：「否」
- ・目視確認できず：「確認不可」

第4章 1(6) 接触器(3/14) 解説

P398

1(6) 接触器、継電器及び運転制御用基板

17年業務基準書 P226～229 参照

(6)	制御器	接触器、継電器及び運転制御用基板	電動機主回路接触器の主接点	
			主接点を目視により確認 (A)	適・否・確認不可
			(B) フェールセーフ設計 (該当する・該当しない)	(D) 最終交換日 年 月 日
			(C) 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 () ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準 ()	(E) 「その他必要と考える事項」

(B) フェールセーフ設計

製造者資料^(※)により該当有無を選択する ⇒ 検査判定はない
(※) 製造者公開(ホームページ等)されている技術資料

【注記】

フェールセーフ設計か判断できない場合は「該当しない」を○で囲む

(C) 交換基準

イ：製造元が指定する交換基準^(※)を記入

- ① 交換基準が複数ある場合は、それぞれを記入
- ② 製造者交換基準を定めていない場合は「なし」と記入(「イ」に○無し、()内空欄はダメ)

(※) 製造者公開(ホームページ等)の技術資料より記入

ロ：製造元が倒産等により製造者が指定する交換基準を知りえない場合に検査者が記入

(交換基準を複数指定する場合はそれぞれを記入)

【注記】

① フェールセーフ設計と交換基準

フェールセーフ設計が「該当する」の場合は交換基準を定める必要なし。但し、フェールセーフ設計の場合でも製造者が交換基準を示していれば検査対象となる。

(17年業務基準書 P227～228)

② 交換基準の判定

交換基準に製造者が「著しい摩耗があること」を定めているにも関わらず、接触器の接点状態を確認できない場合は「要是正」とする。

【注意】

- フェールセーフ設計該当有無、交換基準は製造元が公開している技術資料から記入する必要がある。
- フェールセーフ設計
 - ・「該当しない」場合は、必ず交換基準は設定が必要。
 - ・「該当する」場合は、製造者、機種により交換基準の設定は異なる。
- 交換基準が複数ある場合はそれぞれを記入

製造者技術資料をよく確認することが必要

第4章 1(6) 接触器(4/14)_製造者HP

■ 三菱電機(株) 定期検査情報掲載HP



三菱電機

日本 Worldwide 三菱電機サイト内検索

個人のお客様 | 法人のお客様 | 企業情報 from ME | 製品一覧 ニュースリリース

トップページ > 法人のお客様 > エレベーター・エスカレーター > 定期検査情報

エレベーター・エスカレーター

三菱電機ビジネスメンバーズ (プランニングサポート) ログイン

HOME | エレベーター | エスカレーター | メンテナンス | リニューアル | 技術・機能 | 納入事例 | ダウンロード | お問い合わせ

定期検査情報

- 平成20年国土交通省告示283号改正に伴う追加情報 (2018/3/30版)
- 平成20年国土交通省告示283号改正に伴う追加情報【機種：YS-MYA及びVFYL】 (2018/3/30版)
- 平成20年国土交通省告示283号改正に伴う追加情報【機種：小荷物専用昇降機】 (2018/3/30版)
- プランジャー測定対象エレベーターの技術情報 (2018/11/15版)

エレベーター

ロープ式エレベーター (機械室あり)	2018/3/30版
ロープ式エレベーター (荷物用/自動車用) 【型式：ME-VYF】	2018/7/25版
ロープ式エレベーター (機械室なし)	2018/3/30版

■ (株)日立ビルシステム 定期検査情報掲載HP



株式会社日立ビルシステム

昇降機の法定検査と安全確保について



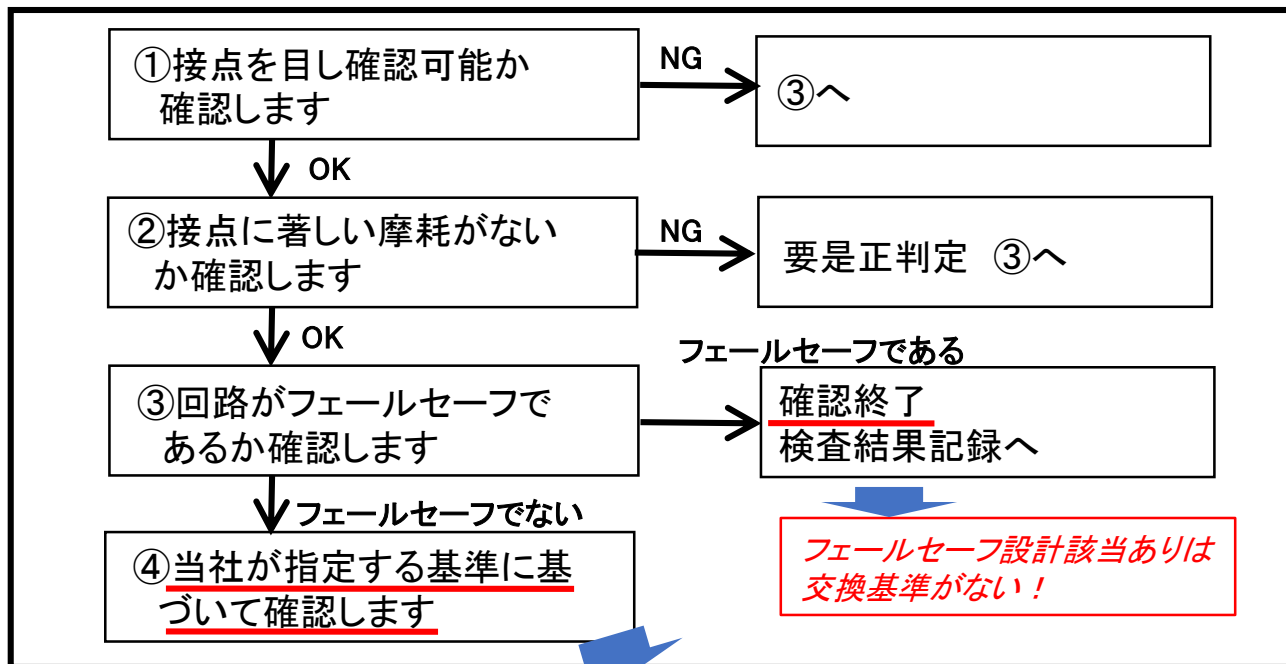
ドキュメントリスト

No.	資料名称	資料No.	公開日/ 最終更新日	資料
■ 法定検査に関する技術資料				PDF
1.	日立昇降機の法定検査に関する検査結果の判定基準 (エレベーター巻上機綱車 (シーブ) 溝摩耗状態と溝間の摩耗差)	ELM08-01	2019年7月31日	
2.	日立昇降機の法定検査に関する検査結果の判定基準 (エレベーター巻上機ブレーキのパッド残存厚み)	ELM08-02	2019年7月31日	
3.	日立昇降機の法定検査に関する検査結果の判定基準 (エスカレーター駆動装置ブレーキのパッド残存厚み)	ESM08-02	2015年6月15日	

第4章 1(6) 接触器(5/14)_製造者基準

《例えば》某製造者技術資料には次のような記載があります。

■ 接触器の確認方法



交換基準は、接触器に対し1つではない
指定の別添用紙有り！

■ 検査対象 接触器

制御方式	回路区分	接触器	フェールセーフ設計	部品型番
***/*	電動機	5	非該当	S型
		5S	該当	
		7	非該当	A-7型
	ブレーキ	3	非該当	BA10型
		4	非該当	BA10型

【注意】

- 制御方式他より検査対象昇降機の接触器を検索する。
- フェールセーフ設計の該当有無を確認する。
⇒ 該当・非該当 混在時の検査結果表の記入等指示あり
- 検査結果表は接触器名を記入する。接触器型番ではない。
- フェールセーフ設計 非該当接触器は、交換基準を同資料より確認する。
- 製造元「別添」様式がある場合には、その指定用紙を使う。

第4章 1(6) 接触器 (6/14)_報告書実例

■ 接触器 記入事例 1 【フェールセーフ設計と交換基準】

(4)		開閉器及び遮断器								
(5)	制御器	接触器、継電器及び運転制御用基板	電動機主回路接触器の主接点 主接点を目視により確認	フェールセーフ設計 <u>(該当する)</u> ・該当しない)	<input checked="" type="radio"/> 適 ・ 否 ・ 確認不可	最終交換日				
			交換基準 <input checked="" type="radio"/> 製造者が指定する交換基準 (<u>なし</u>)		2012年 2 月 16 日 5D					
			ロ. やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準 ()							フェールセーフ設計 該当しない場合 ⇒ 必ず交換基準 があり、交換基準に 対し検査判定をしな ければならない。

⇒ フェールセーフ設計該当しない場合は必ず交換基準がある。

■ 接触器 記入事例 2 【日立ビルシステム製昇降機】

(6)	制御器	接触器、継電器及び運転制御用基板	電動機主回路用接触器の主接点 主接点を目視により確認	フェールセーフ設計 <u>(該当する)</u> ・該当しない)	<input checked="" type="radio"/> 適 ・ 否 ・ 確認不可	最終交換日				
			交換基準 <input checked="" type="radio"/> 製造者が指定する交換基準 (<u>著しい摩耗がある事</u>)			平成23年 9 月 29 日				
			ロ. やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準 ()			10T 10T 著しい摩耗なし				
			ブレーキ用接触器の接点 接点を目視により確認	フェールセーフ設計 <u>(該当する)</u> ・該当しない)	<input checked="" type="radio"/> 適 ・ 否 ・ 確認不可	最終交換日				
			交換基準 <input checked="" type="radio"/> 製造者が指定する交換基準 (<u>著しい摩耗がある事</u>)			平成23年 9 月 29 日				
			ロ. やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準 ()			15B 15B 著しい摩耗なし				

⇒ 本製造者では、フェールセーフ設計該当する接触器には交換基準がない。
但し、製造者により交換基準の設定は異なるので注意要。

第4章 1(6) 接触器 (7/14)_報告書実例

■ 接触器 記入事例 3【目視不可⇒ 摩耗判定不可】

番号	検査項目	検査結果				担当 検査者 番号	
		指摘 なし	要重点 点検	要是正	既 存 不 通 格		
(3)	開閉器及び遮断器	○					
(4)	接触器、継電器及び運転制御用基板 制御器	電動機主回路接触器の主接点 主接点を目視により確認 フェールセーフ設計 (該当する <u>該当しない</u>) 交換基準 ㊦ 製造者が指定する交換基準 (<u>著しい摩耗があること</u>) ロ. やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準 ()	適・否 <u>確認不可</u> 最終交換日 設置日 H7年 5月 22日 11T12T <u>著しい摩耗なし</u>	○			
		ブレーキ用接触器の接点 接点を目視により確認 フェールセーフ設計 (該当する <u>該当しない</u>) 交換基準 ㊦ 製造者が指定する交換基準 (<u>著しい摩耗があること</u>) ロ. やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準 ()	適・否 <u>確認不可</u> 最終交換日 設置日 H7年 5月 22日 10T <u>著しい摩耗なし</u>	○	→ ○		

⇒ 製造者が、交換基準に「著しい摩耗があること」を定めている場合、目視により確認出来ない場合は、「要是正」判定となる。

(6)	制御器	接触器、継電器及び運転制御用基板	電動機主回路接触器の主接点	
			主接点を目視により確認 (A)	適・否・確認不可
			(B) フェールセーフ設計 (該当する・該当しない)	(D) 最終交換日 年 月 日
			(C) 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 () ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準 ()	(E) 「その他必要と考える事項」

【注意】

- 複数接触器の場合 交換基準が、「同一」か「異なる」かで書き方が異なる。
- 交換基準毎に最も古い接触器を記入する。

【注意】

- 複数接触器の場合 交換基準が、「同一」か「異なる」かで書き方が違う。
- 交換基準毎に 交換基準に最も早く達すると予測される接触器を記入する。
- 年数以外の交換基準は判定した接触名を必ず記入する。

(D) 最終交換日

- ① 交換した最終日を[上段]に記入
 - a) 交換日を知りえない場合は設置日又は使用開始日を記入
 - b) 一度も交換していない場合は設置日又は使用開始日を記入
 - c) 製造者が最終交換日の欄に記入する接触器を指定している場合は、その接触器の最終交換日及び名称を記入
- ② ①の最終交換日の接触器名称を[下段]に記入
- ③ (同一交換基準)接触器が複数ある場合
交換日が最も古い接触器を選択し、その接触器の最終交換日を上段、接触器名称を下段に記入
- ④ (異なる交換基準)接触器が複数ある場合
各交換基準の中で、最も古い接触器を選択しその接触器の最終交換日を上段、接触器名称を下段にそれぞれ記入 (書ききれない場合は「特記事項」又は別添用紙に記入)

(E) 「その他必要と考える事項」

- ① 交換基準で判定した結果を記入(同一交換基準)
対象となる接触器が複数ある場合には、交換基準に最も早く達すると予測される接触器を選択し、その接触器との名称と判定した結果を記入する。
- ② 交換基準が異なる場合
交換基準毎に判定し、それぞれの接触器名称及び判定した結果を記入する。
- ③ 交換基準が使用年数でない場合
最終交換日の接触器が最も早く作動回数等の交換基準に達するとは限らないので、最終交換として選択した接触器と交換基準で判定した接触器は(同一でも)それぞれ記入する。

第4章 1(6) 接触器 (9/14) 報告書実例

■ 接触器 記入事例 4【基本的な判定欄の記入方法】

(4) 制御器	接触器、継電器及び運転制御用基板	電動機主回路接触器の主接点 主接点を目視により確認 フェールセーフ設計 (該当する 該当しない)	(適) 否・確認不可 最終交換日 1965年11月9日 #UP	摩耗状態が最も著しい接触器が#UPであれば #UP 著しい摩耗無し
		交換基準 ① 製造者が指定する交換基準 (著しい摩耗があること) ロ、やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準 ()	<input type="checkbox"/> 著しい摩耗なし	
		ブレーキ用接触器の接点 接点を目視により確認 フェールセーフ設計 (該当する 該当しない)	(適) 否・確認不可 最終交換日 1965年11月9日 #BR	摩耗状態が最も著しい接触器が#BRであれば #BR 著しい摩耗無し
		交換基準 ① 製造者が指定する交換基準 (著しい摩耗があること) ロ、やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準 ()	<input type="checkbox"/> 著しい摩耗なし	

■ 接触器 記入事例 5【基本的な判定欄の記入方法】

(6) 制御器	開閉器及び遮断器 接触器、継電器及び運転制御用基板	電動機主回路用接触器の主接点 主接点を目視により確認 フェールセーフ設計 (該当する・ 該当しない)	適・否・ 確認不可 最終交換日 平成12年 2月25日 H271221 上BOR/17年 下MC/2年	平成12年2月25日 BOR (BOR) / 17年 省略しても良い
		交換基準 ① 製造者が指定する交換基準 (MC. BOR/30年) ロ、やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準 ()	(適) 否・ 確認不可 最終交換日 ²⁸ 平成 12 年11月 6日 UD/1年162000回 LB/1年162000回	

⇒ 対象となる接触器が複数ある場合には、交換基準に最も早く達すると予測される接触器を選択し、その接触器名称及び判定した結果を記入して下さい。
 但し、交換基準が使用年数の場合は、最終交換日で選択した接触器が最も早く交換基準に達するので、接触名を省略してもよい。

第4章 1(6) 接触器 (10/14) 報告書実例

■ 接触器 記入事例 6【異なる交換基準の場合】

(6)	制御器	接触器、継電器及び運転制御用基板	電動機主回路用接触器の主接点 主接点を目視により確認 フェールセーフ設計 (該当する・ 該当しない) 交換基準 ① 製造者が指定する交換基準 (30年) ロ、やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準 ()	適・否・ 確認不可 最終交換日 平成18年 4月 1日 MC MC 12年	○	平成29年5月19日 平成**年**月**日 上段:LB 下段:UD LB 1年 12万回 UD *年 **万回
			プレーキ用接触器の接点 接点を目視により確認 フェールセーフ設計 (該当する・ 該当しない) 交換基準 ① 製造者が指定する交換基準 (<u>LB10年100万回 UD10年50万回</u>) ロ、やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準 ()	適・否・ 確認不可 最終交換日 平成29年 5月19日 LB/UD LB/UD 1年12万回		

■ 接触器 記入事例 7【異なる交換基準の場合】

(6)	制御器	接触器、継電器及び運転制御用基板	電動機主回路用接触器の主接点 主接点を目視により確認 フェールセーフ設計 (該当する・ 該当しない) 交換基準 ① 製造者が指定する交換基準 (別紙参照) ロ、やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準 ()	(適)・否・確認不可 最終交換日 平成11年12月25日 別紙参照	○	同じ交換日でも 平成25年1月1日 平成25年1月1日 上段:LB 下段:UD LB 5年111万回 UD 5年111万回
			プレーキ用接触器の接点 接点を目視により確認 フェールセーフ設計 (該当する・ 該当しない) 交換基準 ① 製造者が指定する交換基準 (<u>LB 10年100万回 UD 10年50万回</u>) ロ、やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準 ()	適・否・ 確認不可 最終交換日 平成25年 1月 1日 平成25年1月1日 LB 5年111万回 UD 5年111万回		

⇒ (異なる交換基準) 接触器が複数ある場合

① 最終交換日

交換基準毎に、それぞれ最も古い接触器を選択し、その接触器の最終交換日を上段に、接触記名を下段に記入する。

② 交換基準判定

交換基準毎に判定し、それぞれの接触器名称及び判定した結果を記入する。

(書ききれない場合は「特記事項」又は別添用紙に記入)

第4章 1(6) 接触器 (11/14) 報告書実例

■ 接触器 記入事例 8 【同一交換基準】

(4)	開閉器及び遮断器	電動機主回路接触器の主接点 主接点を目視により確認 フェールセーフ設計 (該当する 該当しない)	適 否 ・ 確認不可						
(5)	接触器、継電器及び運転制御用基板 制御器	交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 (著しい摩耗がある事) ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準 (—)	最終交換日 #5 2017年12月21日 #10 2018年1月23日 著しい摩耗なし)	○					

交換基準1つ

⇒ 交換基準の中で最も古い接触器名の交換日を記入

交換基準の中で最も早く交換基準に達すると予想される接触器名とその状況を記入

最も早く交換基準に達すると予想される接触器名

■ 接触器 記入事例 9 【1つの接触器に複数交換基準(三菱電機製昇降機)】

(6)	制御器	接触器、継電器及び運転制御用基板	電動機主回路接触器の主接点 主接点を目視により確認 フェールセーフ設計 (該当する・ 該当しない)	適 ・ 否 ・ 確認不可					
			交換基準 ① 製造者が指定する交換基準 (著しい摩耗がある事) ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準 (—)	最終交換日 平成29年6月16日 1 著しい摩耗無し	○				

複数交換基準あり

4-3 参考資料

4-3-1 検査結果の記載方法 参考までに報告書への記載方法を紹介します。

検査記録表の例

「接触器、継電器及び運転制御用基板 検査記録表」
(フェールセーフ設計に該当しない場合)

種別	ロープ式エレベーター ・ 油圧式エレベーター ・ エスカレーター ・ 小荷物専用昇降機			建築名称:	号機	
				検査日:	年 月 日	
接触器名称	接触器毎の確認項目			検査事項	検査方法 注1	判定基準 注1
	目視確認実施の場合	目視確認しない場合	タイマリレーの場合			
電動機主回路接触器主接点の状態	要			<input type="checkbox"/> 接点の摩耗状態	接点の摩耗量を確認する	(指定ある場合)基準を満たさない
	要	要		<input type="checkbox"/> 可動部の状況	可動部の状態を確認する	可動部に不具合がある
	要注2	要	要	<input type="checkbox"/> 開閉回数	使用開始からの開閉回数を確認する	開閉回数が交換基準に到達した【 回】
			要	<input type="checkbox"/> 使用年数	使用開始からの年数を確認する	使用年数が交換基準に到達した【 年】
	要			<input type="checkbox"/> 接点の摩耗状態	接点の摩耗量を確認する	(指定ある場合)基準を満たさない
	要	要		<input type="checkbox"/> 可動部の状況	可動部の状態を確認する	可動部に不具合がある
	要注2	要	要	<input type="checkbox"/> 開閉回数	使用開始からの開閉回数を確認する	開閉回数が交換基準に到達した【 回】
			要	<input type="checkbox"/> 使用年数	使用開始からの年数を確認する	使用年数が交換基準に到達した【 年】
	要			<input type="checkbox"/> 接点の摩耗状態	接点の摩耗量を確認する	(指定ある場合)基準を満たさない
	要	要		<input type="checkbox"/> 可動部の状況	可動部の状態を確認する	可動部に不具合がある
	要注2	要	要	<input type="checkbox"/> 開閉回数	使用開始からの開閉回数を確認する	開閉回数が交換基準に到達した【 回】
			要	<input type="checkbox"/> 使用年数	使用開始からの年数を確認する	使用年数が交換基準に到達した【 年】

一つの接触器に複数の交換基準あり

三菱電機

⇒ 製造者指定の検査記録表を使用のこと。

第4章 1(6) 接触器 (12/14) 報告書実例

■ 接触器 記入事例 10 【逆の例】

(6)	制御器	接触器、継電器及び運転制御用基板	電動機主回路接触器の主接点	適・否・ 確認不可	○	最終交換日 平成 16年 6月 21日 MC MC1 <u>別添</u>	最終交換日 平成16年 6月 21日 MC (MC) 15年
			主接点を目視により確認 フェールセーフ設計 (該当する 該当しない)				
			交換基準 ① 製造者が指定する交換基準 (<u>別添</u>) □. やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準 ()				

接触器、継電器及び運転制御用基板

別添

別記第一号 ロープ式エレベーター 1(6)

検査項目

接触器、 継電器及 び運転制 御用基板	電動機主回路用接触器の主接点	適・否・ 確認不可
	接点を目視により確認 フェールセーフ設計 (該当する 該当しない)	最終交換日 平成 16 年 6 月 21 日 MC MC 15年
	交換基準 ① 製造者が指定する交換基準 (<u>30年</u>) □. やむを得ない事情により、点検者が 設定する要是正となる基準値 ()	適・否・ 確認不可
	接点を目視により確認 フェールセーフ設計 (該当する 該当しない)	最終交換日 平成 16 年 6 月 21 日 MC 1 MC 1 15年
	交換基準 ① 製造者が指定する交換基準 (<u>30年</u>) □. やむを得ない事情により、点検者が 設定する要是正となる基準値 ()	

同一交換基準

⇒ 同一交換基準は最も早く交換基準に達する接触器名を記入すればよい。
製造者別添に頼らなくて良い。

第4章 1(6) 接触器 (13/14) 報告書実例

■ 接触器 記入事例 11 【戸開走行保護装置 検査記録表引用(東芝エレ製の場合)】

(6)	制御器	接触器、継電器及び運転制御用基板	電動機主回路接触器の主接点 主接点を目視により確認 フェールセーフ設計 (該当する・該当しない) 交換基準 ① 製造者が指定する交換基準 (別紙) □. やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準 ()	(適・否・確認不可)	最終交換日 ()	最終交換日の記載要	戸開走行保護装置 検査表参照
				別紙			

9-D-2 戸開走行保護装置 (UCMP) の検査基準		大臣認定番号 ENNNUN-1080、1081に適用		最終交換日は無し							
判定基準		検査事項		検査方法		判定基準		今回測定値	指摘なし	要重点	要是正
(一)	巻上機	油排出口への流出の状況	目視にて確認する	油の流出があること		-			○		
(七)	寿命到達の処置	電動機動力遮断用電磁接触器の稼働年数の確認	電磁接触器<AMC1、AMC2>の稼働年数を確認する	15年を超えて使用されていること 推奨交換基準10年(稼働年数)に達したら交換を計画のこと【*2】		(3)年			○		
		ブレーキ動力遮断用電磁接触器の起動回数を確認	電磁接触器<BK、1BK (1SBK)、BKX、1BKX (1SBKX)、2BK (2SBK)>の起動回数(エレベーター起動回数)を確認する	300万回を超えて使用されていること 推奨交換基準200万回(起動回数)に達したら交換を計画のこと【*2】【*3】		(1.7)万回			○		
		安全回路遮断用リレーの稼働年数の確認	リレー<CMRY1、CMRY2、CC、(CMRY3、CMRY4)>の稼働年数を確認する	15年を超えて使用されていること 推奨交換基準10年(稼働年数)に達したら交換を計画のこと【*2】		(3)年			○		

交換基準

⇒ 主接点が戸開走行保護装置回路に使用されている場合、戸開走行保護装置検査表結果を1(6)検査結果表にも記入する必要の機種がある。
 (製造者指定。但し、機種により異なるので注意要。)

第4章 1(6) 接触器 (14/14)_報告書実例

装置での判定を指示している製造者も有り。製造者の技術資料をよく確認して下さい！

■ 接触器 記入事例 12

(4)	制御器	接触器、継電器及び運転制御用基板	電動機主回路接触器の主接点	適・否・ <u>確認不可</u>	○				
			主接点を目視により確認 フェールセーフ設計 (該当する・ <u>該当しない</u>) 交換基準 ① 製造者が指定する交換基準 (稼動年数 10年) ロ. やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準 ()						

■ 接触器 記入事例 13

(4)		開閉器及び遮断器	電動機主回路接触器の主接点	適・否・ <u>確認不可</u>	○				
(5)	制御器	接触器、継電器及び運転制御用基板	主接点を目視により確認 フェールセーフ設計 (<u>該当する</u>) 該当しない)	最終交換日 2013年 6月 24日 <u>ユニット動力盤</u> ユニット動力盤 8293回	○				
			交換基準 ① 製造者が指定する交換基準 (200万回) ロ. やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準 ()						

■ 接触器 記入事例 14

(4)		開閉器及び遮断器	電動機主回路用接触器の主接点	<u>適</u> ・否・確認不可	○				
(5)	制御器	接触器、継電器及び運転制御用基板	主接点を目視により確認 フェールセーフ設計 (該当する・ <u>該当しない</u>)	最終交換日 平成10年 7月 7日 M2、LM 特記事項欄に記入	○				
			交換基準 ① 製造者が指定する交換基準 (特記事項欄に記入) ロ. やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準 ()						

特記事項

1(5)	電動機主回路接触器の主接点	指定する交換基準	M2、LM 著しい摩耗があること <u>LM駆動ユニット</u> 、LVW、M2W、DOLX 100万回	M2 著しい摩耗なし 最終交換日平成28年4月21日 LM 著しい摩耗なし 最終交換日平成10年7月7日 LM駆動ユニット 0回 最終交換日平成29年7月20日 LVW、M2W、DOLX 53万回 最終交換日平成23年1月13日	---
------	---------------	----------	--	---	-----

第4章 検査結果表_2(3) 主索 (1/7)

■ 検査結果表 2(3)

番号	検査項目			検査結果				
				指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	
(3)	主索又は鎖	主索	径の状況 最も摩耗した主索の番号 () 直径 (mm) 未摩耗直径 (mm)	%				
			素線切れ 最も摩損した主索の番号 () 該当する素線切れ判定基準 () 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下	1よりピッチ内の素線切れ数 本 1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数 本				<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> 「錆」判定欄追加 「摩耗」「摩損」「錆」をそれぞれの欄にて判定する。 </div>
			錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり・なし)	%				
			谷部が赤錆色に見える主索の番号 () 直径 (mm) 未摩耗直径 (mm) 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 ()	1構成よりピッチ内の最大の素線切れ数 本				
主索本数 (本) 要重点点検の主索の番号 () 要是正の主索の番号 ()								

■ 実務マニュアル

P402-404

2(3) 主索又は鎖

17年業務基準書 P415-236 参照

③ 「素線切れ」には、.....

4(6) 调速機ロープ判定も同じ

表1 素線切れ判定基準の記号

以下の a と b の記号を組み合わせることで記入すること。

a 素線切れの判定記号

- 1 素線切れが平均的に分布する場合
- 2 素線切れが特定の部分に集中している場合
- 3 素線切れが生じた部分の断面積の摩損がない部分の断面積に対する割合が70%以下である場合
- 4 谷部で素線切れが生じている場合

b 判定結果の記号

- イ 要是正判定の場合
- ロ 要重点点検判定の場合
- ハ 指定なしの場合

<記入例> <例1>素線切れが平均的に分布する場合で、判定が要是正であった場合

該当する素線切れの判定基準 (1-イ)

<例2>素線切れが平均的に分布する場合で、判定が要重点点検であった場合

該当する素線切れの判定基準 (1-ロ)

<例3>素線切れが特定の部分に集中している状況であるが、指摘なしの範囲である場合

該当する素線切れの判定基準 (2-ハ)

<例4>素線切れが全くなく、指摘なしの場合

該当する素線切れの判定基準 (ハ)

素線切れが、平均的に分布(「1」)か特定部分に集中(「2」)かの明示要

■ 記入事例 1 (検査結果表)

主索	素線切れ 最も摩損した主索の番号(2) 該当する素線切れ判定基準(ハ) 素線切れが生じた部分の断面積の割合 (70%超・70%以下)	1よりピッチ内の素線切れ数	1本
		1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数	1本

「1-ハ」もしくは「2-ハ」の記入になります！

■ 記入事例 2 (検査結果表)

主索	素線切れ 最も摩損した主索の番号(素線切れなし) 該当する素線切れ判定基準(該当なし) 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下	1よりピッチ内の素線切れ数	0本
		1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数	0本

「ハ」と記入になります！

(4)主索又は鎖・調速機ロープの判定

① 検査事項・検査方法と判定基準

[国土交通省告示 平28年国告第1179号(2017年4月1日施行)]

(イ) 検査事項	(ロ) 検査方法	(ニ) 判定基準			
		判定記号 基準記号	イ. 要是正	ロ. 要重点点検	ハ. 指摘なし
			次に掲げる基準(以下「素線切れ要是正判定基準」という)のいずれかに該当すること。	次に掲げる基準(以下「素線切れ要重点点検判定基準」という)のいずれかに該当すること。	告示には記載無いが以下を業務基準書の「ハ 指摘なし判定基準」とする。
主索又は鎖・調速機ロープの径の状況	乗降する頻度の最も高い階(基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に主索が綱車にかかる箇所、綱車による曲げ回数が多い箇所等における最も摩耗の進んだ部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定する。	摩耗部分の主索の直径	最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して 90%未満 であること。	最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して 92%未満 であること。	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に主索が綱車にかかる箇所、曲げ回数が多い箇所等における最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して 92%以上 であること。
主索又は鎖・調速機ロープの素線切れ状況	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に主索が綱車にかかる箇所、綱車による曲げ回数が多い箇所、傷のある箇所等を目視により確認し、最も摩耗の進んだ部分については重点的に目視により確認する	1 素線切れが平均に分布している場合	1よりピッチ内の素線切れ総数が6より鋼索にあつては 24本 、8より鋼索にあつては 32本を越えている こと又は1構成より1ピッチ内の素線切れが 4本を越えている こと	1よりピッチ内の素線切れ総数が6より鋼索にあつては 18本 、8より鋼索にあつては 24本を越えている こと又は1構成より1ピッチ内の素線切れが 3本を越えている こと	1よりピッチ内の素線切れ総数が6より鋼索にあつては 18本 、8より鋼索にあつては 24本以下 のこと又は1構成より1ピッチ内の素線切れが 1本以上3本以下 であること
		2 素線切れが特定の部分に集中している場合	1よりピッチ内の素線切れ総数が6より鋼索にあつては 12本 、8より鋼索にあつては 16本を越えている こと又は1構成より1ピッチ内の素線切れが 9本を越えている こと	1よりピッチ内の素線切れ総数が6より鋼索にあつては 9本 、8より鋼索にあつては 12本を越えている こと又は1構成より1ピッチ内の素線切れが 7本を越えている こと	1よりピッチ内の素線切れ総数が6より鋼索にあつては 9本 、8より鋼索にあつては 12本以下 であること又は1構成より1ピッチ内の素線切れが 1本以上7本以下 であること
		3 素線切れが生じた部分の断面積の摩耗がない部分の断面積に対する割合が 70%以下 である場合	1構成より1ピッチ内の素線切れが 2本を越えている こと。	素線切れが生じた部分の断面積の摩耗がない部分の断面積に対する割合が 70%以下 であること	
		4 谷部で素線切れが生じている場合	谷部で素線切れが生じていること	—	
主索又は鎖・調速機ロープの錆及び錆びた摩耗粉の状況	全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある場合にあっては、錆びた摩耗粉にり谷部が赤錆色に見える部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視により確認する。	1 錆びた摩耗粉が多量に付着している場合	素線の状況が確認できないこと	—	
		2 点状の腐食が多数生じている場合	表面が点状の腐食が多数生じていること	—	
		3 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して 94%未満 である場合	錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して 94%未満 であること。	—	
		4 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分がある場合	錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の1構成より1ピッチ内の素線切れが 2本を越えている こと。	錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所があること。	
主索又は鎖・調速機ロープの損傷及び変形の状況	全長を目視により確認する		著しい損傷又は変形があること	—	
鎖の給油及び外観の状況	全長を目視により確認する		著しい損傷、変形、ねじれ腐食等があること。	給油が不十分であること。	
鎖の摩耗の状況	摩耗の進んだ部分の鎖の長さ及び鎖車にかからない部分の長さを測定する。		最も摩耗の進んだ部分の長さが鎖車にかからない部分の長さと比較して、伸びが 1.5%以上 あること	—	

第4章 検査結果表_2(3) 主索 (3/7)

P404

■ 実務マニュアル

2(3) 主索又は鎖

17年業務基準書 P249～256 参照

⑦ 別添1様式の写真添付について

2(3)「主索又は鎖」において

- ・最も摩耗した主索又は鎖として指摘した写真
- ・最も摩損した主索として指摘した写真
- ・錆びた摩耗粉により赤錆色に見える主索として指摘した写真

の3枚の写真をそれぞれ別添 1 様式に従い添付する。ただし、同一位置の場合は省くことができる。[詳細 別添 1様式 P449～ 参照]

別添1・2様式 記入要領

検査結果は、検査結果表2(3)の判定と同じとなります！

P468

■ 実務マニュアル

【例1】 摩耗・摩損・錆がそれぞれ異なる主索で発生した場合の記入例

検査結果は2(3)[ロープ式エレ]と同じとなる

主索又は鎖 (最も摩耗若しくは摩損した主索若しくは鎖又は錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える主索の番号 (1))	検査結果 <input checked="" type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> 要重点点検 <input type="checkbox"/> 指摘なし
写真	特記事項 <u>最も摩耗した部分は</u> 主索番号1の「最下階停止時かご下右綱車にかかる箇所より上1,500mmの位置」
主索又は鎖 (最も摩耗若しくは摩損した主索若しくは鎖又は錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える主索の番号 (3))	検査結果 <input checked="" type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> 要重点点検 <input type="checkbox"/> 指摘なし
写真	特記事項 <u>最も摩損した部分は</u> 主索番号3の「1階床レベル上500mmでかご下右綱車にかかる位置」
主索又は鎖 (最も摩耗若しくは摩損した主索若しくは鎖又は錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える主索の番号 (4))	検査結果 <input checked="" type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> 要重点点検 <input type="checkbox"/> 指摘なし
写真	特記事項 <u>最も錆の摩耗粉が多量に付着し素線の状況が確認できない部分は</u> 主索番号4の「最下階停止時巻上機綱車にかかる箇所より上1,500mmの位置」

【例2】 摩耗・摩損・錆がそれぞれ同一主索・同一位置で発生した場合の記入例

主索又は鎖 (最も摩耗若しくは摩損した主索若しくは鎖又は錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える主索の番号 (1))	検査結果 <input checked="" type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> 要重点点検 <input type="checkbox"/> 指摘なし
写真 (同一場所であれば纏めてよい)	特記事項 <u>最も摩損、摩耗、赤錆の谷部で2本以上の素線切れが同一場所に発生していた箇所は、「最下階停止時 巻上機綱車</u> にかかる箇所より上1,500mmの位置」

第4章 検査結果表_2(3) 主索 (4/7)

同一主索・同一位置に摩耗・摩損が発生した場合(錆も同じ)

■ 記入事例 3 (検査結果表)

番号	検査項目	検査結果				担当 検査者 番号
		指摘 なし	要重点 点検	要是正	既 存 不適格	
(3)	径の状況 最も摩耗した主索の番号(2) 直径 (10.0 mm) 未摩耗直径 (10.2 mm)		98.0 %			<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; text-align: center;"> 同じ主索に 摩耗・摩損有り </div>
	素線切れ 最も摩損した主索の番号(2) 該当する素線切れ判定基準(2-ハ) 素線切れが生じた部分の断面積の割合 (70%超 ・70%以下)	1 よりピッチ内の 素線切れ数 1 本				
	錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり・ なし) 谷部が赤錆色に見える主索の番号 (---)	1 構成より 1 ピッチ内の 最大の素線切れ数 1 本				
	直径 (--- mm) 未摩耗直径 (--- mm) 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 (---)	1 構成より 1 ピッチ内の 最大の素線切れ数 0 本				
主索本数(3 本) 要重点点検の主索の番号(---) 要是正の主索の番号(---)						

(別添1様式)

主索又は鎖	検査結果
最も摩耗若しくは摩損した主索若しくは鎖又は錆びた摩耗粉により 谷部が赤錆色に見える主索の番号 (2)	<input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> 要重点点検 <input checked="" type="checkbox"/> 指摘なし
「最も摩耗・摩損した主索の位置は、」→	特記事項 かごが1階停止減速時につり合いおもりの吊り車にかかっている位置

別添1様式「特記事項」記入要領

■ 特記事項の記入要領

P467

特記事項 <記入例>

最も摩耗・摩損した主索の位置を特定できるよう記入する。

- ・最も摩耗した主索部分は「最下階停止時かご下右綱車にかかる箇所より上1,500mmの位置」
- ・最も摩損した主索部分は「1階床レベル上500mmでかご下綱車にかかる位置」
- ・最も摩損した主索部分は「かごが最上階停止時駆動綱車にかかる曲げ回数の多い位置」である。

■ 記入事例 4 (主索特記事項)

	検査結果
	<input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> 要重点点検 <input checked="" type="checkbox"/> 指摘なし
特記事項 ロープ、右が3番になります。	
撮影日:平成30年1月16日	
<u>撮影箇所:</u> 減速開始位置基準階1階レベル上1000mm にかごがある場合かご下綱車にかかっている箇所。	

第4章 検査結果表_2(3) 主索 (5/7)

「摩耗なし」の記入

17年版業務基準書 [P251]

○ 定期検査報告書等の記入方法の解説

主索を新規に交換した直後等で、全ての主索に摩損や疲労がない場合の報告においては次の表のように「**主索の摩耗なし**」と記入してください。

実務マニュアル

P402

2(3) 主索又は鎖

17年業務基準書 P249～256 参照

② 主索(もしくは鎖)を新規に交換した直後等で、すべての主索に摩耗や疲労がない場合の報告においては次のように「**主索(鎖)の摩耗なし**」と記載する。

■ 検査結果表 記入

番号	検査項目			
(3)	主索又は鎖	主索	径の状況 最も摩耗した主索の番号 (主索の摩耗なし) 直径 (mm) 未摩耗直径 (mm)	%

「摩損(素線切れ)なし」の記入

17年版業務基準書 [P252]

○ 定期検査報告書等の記入方法の解説

全ての主索において素線切れがない場合の報告は、「主索の番号」に「**素線切れなし**」と記入し「断面積の割合」の「70%超」、「70%以下」を両方とも取り消し線で抹消して下さい。

■ 記入事例 5 (検査結果表)

番号	検査項目	検査結果				担当 検査者 番号
		指摘 なし	要重点 点検	要是正	既 存 不適格	
(3)	径の状況 最も摩耗した主索の番号(5) 直径 (12.1 mm) 未摩耗直径 (12.1 mm)				100 %	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; color: red;"> 素線切れがない場合 「素線切れ無し」と記入する </div>
	素線切れ 最も摩損した主索の番号(5)				1よりピッチ内の 素線切れ数 0本	
	該当する素線切れ判定基準(ハ 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超 70%以下)				1構成より 1ピッチ内の 最大の素線切れ数 0本	
	錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり ・ なし)				---	
主索又は鎖	谷部が赤錆色に見える主索の番号 (---)				1構成より 1ピッチ内の 最大の素線切れ数 0本	
	直径 (--- mm) 未摩耗直径 (--- mm) 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 (---)				0本	

第4章 検査結果表_2(3) 主索 (6/7)

「錆なし」の記入

■ 17年版業務基準書 [P254]

○ 定期検査報告書等の記入方法の解説

主索を新規に交換した直後で、全ての主索において錆及び錆びた摩耗粉が無い場合は、「錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分」の「なし」を○で囲み、判定基準欄に「ハ」を記入してください。他の記入欄は全て空欄としてください。

錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり なし)	%
谷部が赤錆色に見える主索の番号()	1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数
直径 (mm) 未摩耗直径 (mm)	本
該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準(ハ)	

■ 記入事例 6 (検査結果表)

番号	検査項目	検査結果				担当検査者番号
		指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	
(3) 主索又は鋼	径の状況					
	最も摩耗した主索の番号 (3)					
	直径 (11.8 mm) 未摩耗直径 (12.1 mm)					
	素線切れ					
	最も摩耗した主索の番号 (素線切れなし)					
	該当する素線切れ判定基準 (ハ)					
素線切れが生じた部分の断面積の割合	1よりピッチ内の素線切れ数 本					
-70%超—70%以下	1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数 本					
錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり・ なし)	%					
谷部が赤錆色に見える主索の番号 ()						
直径 (mm) 未摩耗直径 (mm)	1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数 本					
該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 (ハ)						
主索本数(3 本)						
要重点点検の主索の番号 () 要是正の主索の番号 ()						

ここは空欄とは書いてないので、素線切れがない場合、「0」本と記入する。

■ 実務マニュアル (空欄の記入)

		検査結果				担当検査者番号
		指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	
(3) 主索又は鋼	径の状況					
	最も摩耗した主索の番号 (番号を記入)					
	直径 (mm) 未摩耗直径 (mm)					
	素線切れ					
	最も摩耗した主索の番号 (番号を記入)					
	該当する素線切れ判定基準 ()					
素線切れが生じた部分の断面積の割合	1よりピッチ内の素線切れ数 本					
-70%超—70%以下	1構成より1ピッチ内の最大の素線の切れ数 本					
錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり・ なし)	%					
谷部が赤錆色に見える主索の番号 (番号を記入)						
直径 (mm) 未摩耗直径 (mm)	1構成より1ピッチ内の最大の素線の切れ数 本					
該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 ()						
主索本数(本数を記入 本)						
要重点点検の主索の番号 () 要是正の主索の番号 ()						

P394

要是正 = 90%未満
要重点点検 = 92%未満

判定基準は、(注意)表1で指定の記号で記入する。
(「該当なし」等の記入はマチガイ)

素線切れがない場合、両方を抹消する。 → ~~70%超—70%以下~~

「なし」の場合
その他の 内項目は記入不要。空欄とする。
(「—」とするのが望ましい)
「あり」の場合は所定欄を記入する

谷部赤錆色「あり」の場合
判定基準を、(注意)表2の指定の記号で記入
(「該当なし」等の記入はマチガイ)

協議会からのお願い：空欄は「—」を記入して下さい！

第4章 検査結果表_2(3) 主索 (7/7)

「摩耗なし」「摩損なし」「錆なし」の纏め

■ 実務マニュアル

P394

◎ ◎ (3) 主索又は鎖 (*)	主索 径の状況	要是正 = 90%未満 要重点点検 = 92%未満	
	最も摩耗した主索の番号 (番号を記入)		%
	直径 (mm) 末摩耗直径 (mm)		
	素線切れ		1よりピッチ内の素線切れ数 本
	最も摩損した主索の番号 (番号を記入)		判定基準は、(注意)表1で指定の記号で記入する。 (「該当なし」等の記入はマチガイ)
	該当する素線切れ判定基準 ()		1構成より1ピッチ内の最大の素線の切れ数 本
	素線切れが生じた部分の断面積の割合	← 素線切れがない場合、両方を抹消する。 → 70%超・70%以下	
	錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり・なし)		%
	谷部が赤錆色に見える主索の番号 (番号を記入)		1構成より1ピッチ内の最大の素線の切れ数 本
	直径 (mm) 末摩耗直径 (mm)		
	該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 ()		判定基準を、(注意)表2の指定の記号で記入 (「該当なし」等の記入はマチガイ)
	主索本数 (本数を記入 本)		
	要重点点検の主索の番号 () 要是正の主索の番号 ()		

・「なし」の場合
その他の 内項目は記入不要。空欄とする。
(「-」とするのが望ましい)
・「あり」の場合は所定欄を記入する

- ・摩耗なし ⇒ 最も摩耗した主索の番号 (**主索の摩耗なし**)
- ・摩損なし ⇒ 最も摩損した主索の番号 (**素線切れなし**)
- ・錆なし ⇒ 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (**あり・なし**)
谷部が赤さび色に見える主索の番号 (**-**)

摩耗・摩損・錆の全てが発生していない場合の別添1様式の記入

■ 実務マニュアル

P402

2(3) 主索又は鎖 17年業務基準書 P249～256 参照

[注意] 主索に摩耗・摩損・錆の発生が全く無い場合、別添1様式は、下図のとおり 主索の番号欄には「撮影した主索(鎖)の番号」、特記事項欄には「主索(鎖)の摩耗・摩損及び錆びた摩耗粉なし。」と記入する。

別添1様式

主索又は鎖 最も摩耗もしくは摩損した主索もしくは鎖又は錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える主索の番号 (5)	点検結果 <input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> 要重点点検 <input checked="" type="checkbox"/> 指摘なし
写真貼付	特記事項 主索(鎖)の摩耗、摩損及び錆びた摩耗粉なし。

別添1様式

P468

【例3】 主索交換直後などで、摩耗・摩損・錆が全くない場合の記入例

主索又は鎖 (最も摩耗若しくは摩損した主索若しくは鎖又は錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える主索の番号 (2)	検査結果 <input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> 要重点点検 <input checked="" type="checkbox"/> 指摘なし
写真 撮影した主索番号を記入する	特記事項 主索の摩耗・摩損及び錆びた摩耗粉なし

第4章 検査結果表_4(6) 調速機ロープ (1/1)

実務マニュアル

P405

4(6) 調速機ロープ

17年業務基準書 P283~285 参照

- 「調速機ロープ」には、素線切れ数を記入することを除き、2(3)に準じて記入する。
- 釣合い錘側に非常止め装置がつく場合、「8. 上記以外の検査項目」に釣合い錘側調速機ロープの検査項目を追記し判定する。

<記入例1> 検査項目を1行毎に記載した例

8	上記以外の検査項目
	4(6)調速機ロープ(釣合おもり側)
	径の状況
	直径(mm) 未摩耗直径(mm)
	素線切れ
	該当する素線切れ判定基準 ()
	素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超 ・ 70%以下
	錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり ・ なし)
	直径(mm) 未摩耗直径(mm)
	該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 ()

<記入例2> 検査項目を複数纏めて記載した例

8	上記以外の検査項目
	4(6)調速機ロープ(釣合おもり側)
	径の状況 直径(mm) 未摩耗直径(mm) (%)
	素線切れ 該当する素線切れ判定基準() 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超 ・ 70%以下
	錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり ・ なし)
	直径(mm) 未摩耗直径(mm) (%) 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準()

<記入例3> 素線切れの断面積割合、赤錆色に見える部分の有無は文章で記入しても良い。

- 素線切れが生じた部分の断面積の割合は「70%超え」
- 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分は「なし」

昇降機センター「Q&A」にて追加

■ 記入事例1 (釣合い錘側 調速機ロープ) <記入例2タイプ>

8	上記以外の検査項目							
	4(6) 調速機ロープ(釣合おもり側)							
	径の状況 直径(9.0 mm) 未摩耗直径(9.1 mm) (98.9 %)							
	素線切れ 該当する素線切れ判定基準 (ハ) 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超 70%以下							
	錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり ・ なし)							
	直径(mm) 未摩耗直径(mm) (%) 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 ()							

判定の「○」は一つでOK

■ 記入事例2 (釣合い錘側 調速機ロープ) <記入例3タイプ>

8	上記以外の検査項目							
(1)	1(14)ブレーキ対策 エレベーターが正常に走行することを確認する							
(2)	4(6) 調速機ロープ(釣合おもり側)							
(3)	径の状況 直径(6.1mm) 未摩耗直径(6.2mm) (98.3%)							
(4)	素線切れ 該当する素線切れ判定基準(ハ) 素線切れが生じた部分の断面積の割合 <u>なし</u>							
(5)	錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の径(なし) 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 (-)							

判定の「○」は一つでOK

70%超え

第4章 検査結果表_6(10) 底部すき間 (1/2)

前回値の記入について

■ 検査結果表6(10)

番号	検査項目	検査結果				担当 検査者 番号
		指摘 なし	要重点 点検	要是正	既 存 不 適 格	
6	ピット					
(10)	釣合おもり底部すき間	緩衝器形式 ばね式・油入式・緩衝材 制御方式 交流1(2)段制御・その他 mm 前回の定期検査時 (mm)				

■ 実務マニュアル

P406

6(10) 釣合おもり底部すき間

17年業務基準書 P315～316 参照

- ① 「かご、釣合おもりと緩衝器の距離」の規定値を満たしていない場合 ⇒ 「要是正」
- ② 該当する緩衝器形式及び制御方式を○で囲んだ上で、前回の定期検査時の値を(mm)に記入する。なお、初回の定期検査の場合^(※)又は前回の定期検査時の値が確認できない場合は、(mm)内に「-」を記入する。
(※)工事完了検査より2年以内で、完了検査時の値が分かっていたら前回値として記入する(下表 e)。

③ 検査日での前回値の記載と判定

No	検査	前回値	備考
a)	前年度実施	前年度 実測値	
b)	前年度未実施	(-)	前年度未実施は前回値不明と同じとなる。
c)	前回値が不明の場合	(-)	前回値不明な場合は「要重点点検」指摘とする
d)	リニューアル (油圧⇒ロープ, 機械室有⇒無)	リニューアル完了検査時 実測値	
e)	初回定期検査 (完了検査から2年以内の場合)	完了検査時 実測値	
f)	初回定期検査 (完了検査から2年を超える場合)	(-)	完了検査から2年超の時は前回値を不明扱いとする。 前回値不明な場合は「要重点点検」指摘とする

第4章 検査結果表_6(10) 底部すき間 (2/2)

次回定期検査までに基準値確保不可となるおそれある場合の判定

■ 平成20年国告第283改正

【別表第1 ロープ式エレベーター】

P 85

	(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
六 ピット	(H) 釣合おもり底部すき間	すき間の状況	すき間を測定する。	<p>イ 最小値が昇降機の検査標準(JIS A4302)における「かご、釣合おもりと緩衝器の距離」の規定値を満たしていないこと又は最大値が当該検査標準における「定格速度と頂部すき間」の頂部すき間の規定値を確保できないこと。</p> <p>ロ <u>次回の定期検査時又は定期点検時までにイの基準に該当するおそれがあること。</u></p>

■ 実務マニュアル

P406

6(10) 釣合おもり底部すき間

17年業務基準書 P315~316 参照

④ 次回点検までに規定値を確保できない場合⇒「要重点点検」指摘とする

〈例〉油圧緩衝器の場合

[前回値 50mm]⇒[今年度実測値 20mm]

⇒ 今年度変化は $\Delta 30\text{mm}$ であるが、来年度 同じ変化量が発生すると緩衝器にぶつかる可能性がある。
このため、このような場合は「要重点点検」指摘とする。但し、当年度の変化がロープ交換による初期伸び等 要因が明らかで、次年度は基準値を超えないと検査員が判断した場合には、特記事項に状況を明記し「指摘なし」としてもよい。

■ 検査結果表 6(10) 記入例

番号	検査項目	検査結果	検査結果				担当検査者番号
			指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適合	
6	ピット						
(10)	釣合おもり底部すき間	緩衝器形式 ばね式 <u>油入式</u> ・緩衝材 制御方式 交流1(2)段制御・ <u>その他</u> 前回の定期検査時 (<u>50</u> mm)	20 mm	○			

【注意】

前回値不明の「要重点点検」指摘は別添様式2の写真は不要ですが、別表第1(に)判定基準により「要是正」「要重点点検」指摘となった場合は、「別添2様式」にて写真の添付が必要です。

END

第4章 特記事項

検査結果表「特記事項」欄 (次頁「特記事項」記入例を参考とすること)

- ① 「特記事項」欄は、該当する検査項目の番号、検査項目及び検査事項を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(年月)」欄に当該年月を()書きで記入する。
- ② 次の項目は、「特記事項」欄に記載が必要である。
- a) 「要是正」「要重点点検」の具体的な指摘, 改善内容 [必須]
 - b) 前回の「要重点点検」指摘に対し、「指摘無し」に改善した場合の実施内容 [必須]
 - c) 設置時期で判断する耐震関係既存不適格は、「耐震関係は設置時期で既存不適格」と記入する。 [必須]
 - d) c)以外の「既存不適格」の具体的な指摘, 改善内容 等 [必須。17年業務基準書では記載必須とされていないが、全既存不適格を記入願いたい。]
 - e) 地震時等管制運転装置が昇降行程 7m 以下で対象外の時 [必須]
 - f) 6(10)すき間 前回値よりプラス 100mm 以上となった場合の理由 [必須]
 - g) ピット冠水、昇降路入室できない場合の測定不可項目 [必須]
 - h) 巻上機ブレーキの「プランジャーストローク」検査項目において 製造者が指定する項目 [必須]

【記載上の注意】

- イ) 「要是正」「要重点点検」指摘の際は、次の内容を明記する。(「特記事項」記入例参照)
 - ・ 該当する検査項目の番号
 - ・ 「検査項目」欄には、検査項目と指摘レベル(「要是正」もしくは「要重点点検」)
 - ・ 「指摘の具体的内容等」欄には、指摘した判定理由が明確に分るように記入する。

<例> 6(6) ピット漏水による機器の発錆あり (要是正) [「ピット漏水」だけでは説明不足]
1(2) 機械室に荷物有り定期点検作業に支障あり (要是正) [「機械室に荷物有り」だけでは説明不足]
 - ロ) 「既存不適格」を記入する際は、該当する検査項目の番号、検査項目及び検査事項を記入する。「指摘の具体的内容等」欄には「既存不適格」とした具体的内容を記入する。
 - ハ) 説明文章
 - ・ 昇降機装置名、部品名等の社内用語はさけ、共通な用語を用いる。
 - ・ 具体的に記入する。
 - ・ 平易な表現とする。
- ③ 「その他」要望事項
法令で設置が義務づけられていない装置に不具合が発生した場合、「その他」事項として「特記事項」に記載し、管理者(所有者)へ改善要望を行う。
「その他」での要望事項は別添2様式の添付を必須としていないものの、状況を明確する上でも添付が望ましい。
<例> 停電時自動着床装置のバッテリー劣化など

「特記事項」について

検査結果表の判定と特記事項に整合性が必要です。283改正で既存不適格の指摘数が増えたことも要因にあると思いますが、検査結果判定結果と不一致が散見されます。(特に、指摘しているのに特記事項記載がない、指摘しないのに特記事項に記載があるなど単純ミスが多い。)

検査結果表作成後、判定結果と特記事項記載内容について再度確認をお願いします。

第4章 特記事項(2/2)記入例

■ 実務マニュアル

P409

番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月
「要是正」「要重点点検」指摘の記載例					
1(4)	救出装置 (要是正)	制動装置開放の状況	バッテリー劣化により開放不良	バッテリーの交換	折衝中
2(10)	地震時等管制運転装置 (要是正)	作動状況	バッテリー劣化により作動不良	バッテリーの交換	H30年9月
2(3)	主索又は鎖 (要是正)	No.2,3の主索の素線切れが平均的に分布しており、1構成より1ピッチ内の素線切れが5本ある。		主索の交換	(H30年12月)
「既存不適格」指摘の記載例					
2(9)	戸開走行保護装置 (既存不適格)	設置及び作動の状況	戸開走行保護装置なし	戸開走行保護装置付き現行機種への取替を要望します。	——
3(13)	かごの床先 (既存不適格)	かごの床先と昇降路壁とのすき間の状況	かご床先と昇降路壁とのすき間が12.5cmを超えている。	フェッシャプレートの取付を要望します。	——
2(10)	地震時等管制運転装置 (既存不適格)	加速度を検知する部分の取付けの状況	・P波センサーなし ・地震時管制運転装置と予備電源装置の連動なし	・P波の取付を要望します。 ・予備電源と連動した地震管制運転取付けを要望します。	——
設置時期で判断する「既存不適格」指摘の記載例					
4(5)	頂部綱車	取り付けの状況 (耐震対策)	耐震関係は、設置時期で既存不適格を判断	平25国告第1047号を満足する耐震強化をお願いします。	——
検査対象外の連絡の記載例					
2(8)	はかり装置	警報、かご・乗場の戸及び取付けの状況	検査項目対象外のため項目を抹消		
3(12)	停電灯装置	設置、作動及び照度の状況	検査項目対象外のため項目を抹消		
2(10)	地震時等管制運転装置	昇降行程7m以下のため、地震時等管制運転装置は検査対象外となり抹消した。			
2(1)	圧力配管	継手、配管の一部が埋設のため確認できず。			
前回「要重点点検」指摘に対する改善後の検査結果変更の記載例					
1(14)	巻上機	ブレーキパッド残存厚み	令和1年5月に、ブレーキパッドを交換し、前回「要重点点検」指摘を「指摘無し」に改善した。		
2(3)	主索又は鎖	径、素線切れ、錆の状況	前回の錆びた摩耗粉による「要重点点検」指摘に対し、主索交換により「指摘無し」に改善した。(令和1年5月)		
6(10)	釣合おもり底部すき間	すき間の状況	令和1年5月に、主索の切詰め作業を行い、前回の「要重点点検」指摘に対し基準値以上の底部すき間を確保した。		
その他(所定検査項目以外の)指摘					
その他	停電時自動着床装置	停電時作動状況	バッテリー劣化により作動不良	バッテリーの交換	

「特記事項」記入例について

- ① 「要是正」「要重点点検」「既存不適格」指摘時等の記入例を掲載しているので参考にして頂きたい。
- ② 前回「要重点点検」指摘に対し、改善した場合(今回「指摘なし」)について、記入されていないことが多い。漏れなく記入が必要である。記入例を参考に注意願いたい。

以上、雑駁ながら

昇降機定期検査報告書の記入要領について、「東京都昇降機等定期検査報告実務マニュアル（2019年版）」をもとに説明しました。

未だ不十分なところが多いと思いますが、この実務マニュアルを参考にし、正確な定期検査報告書の作成をお願い致します。

長い時間、ご聴講ありがとうございました。